

内部者取引（インサイダー取引）規制について

「内部者取引（インサイダー取引）」とは

有価証券の発行会社（上場会社）の役員等、当該会社の業務等に関する重要な未公表情報を入手し得る立場にある者が、入手した情報を利用して当該会社が発行する有価証券の取引等を行う行為。

当社では、内部者取引規制にともない、口座開設の際にお客様のご職業をお伺いし、お客様が上場会社の内部者に該当するか否かの確認をさせていただいております。

口座開設後に新たに上場会社の内部者に該当することとなった際には、当社にご連絡ください。また、当社よりお客様のご職業、上場会社の内部者に該当するか否かの確認をさせていただく場合がございます。

また、内部者としてお申し出のあったお客様におかれましては、当該会社の株式等のお取引をされるにあたり、「内部者取引に該当しないこと」を書面にて確認させていただきます。

詳しくは、当社ホームトレード室までお尋ねください。

以上